

報告第 1 4 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

渋川市長 星 名 建 市

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和８年４月２日午前１１時ごろ、渋川市行幸田１１８番４市道有馬辰巳町線において、[REDACTED]氏運転の普通乗用車（[REDACTED]所有者同氏）が市道に生じた陥没部を通過したことにより、左側前輪のタイヤ及びホイールが損傷したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成２６年１２月１１日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月２日

渋川市長 星 名 建 市

１ 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙 [REDACTED] [REDACTED]

- （１） 甲は乙に対し、車両修理費１２７，６８８円のうち３８，３０６円を支払う。
- （２） 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

２ 損害賠償額

３８，３０６円